

多言語通訳サポート利用規約

第1条 (取扱の準則)

Find Japan 株式会社 (以下「運営元」といいます) は、運営元が運営する会員制サービス「Find Japan メンバーズクラブ」の会員 (以下「会員」といいます) 向けに、以下に定める「多言語通訳サポート利用規約」(以下「本規約」といいます) に基づき、「多言語通訳サポート」(以下「本サービス」といいます) を提供します。なお、本規約に規定なき事項については、「Find Japan メンバーズクラブ会員規約」(以下「メンバーズ規約」といいます。) の定めに従うものとします。

第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、利用者が運営元の定める連絡先 (以下「コールセンター」といいます) に連絡することにより、電話にて次条に定める内容のサービスを受けることができるサービスをいいます。
- ② 「利用者」とは、会員のうち、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。

第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は以下のとおりとします。

- ① 運営元が申込書等で指定する国の言語への日本語の通訳。
- ② 前号に付随するサービス。
- ③ 前各号の他、別途運営元が指定するサービス。

第4条 (申込手続)

本サービスへの申込みは、運営元が指定する方法によるものとし、運営元がこれを承諾したことをもって申込手続が完了するものとします。

第5条 (本規約及び本サービスの変更、廃止)

運営元は、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとします。また、本規約及び本サービスの変更が、次条 (通知の方法) に定める方法に従って利用者へ通知された場合、当該通知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

第6条 (通知の方法)

本規約に係る事項について、運営元から利用者に対する通知の方法は、運営元が指定するウェブサイト上への掲示、書面の発送、Eメールの送信、その他運営元が指定する方法によるものとします。

第7条 (月額料金)

1. 利用者は、本サービス利用の対価として、申込書に記載の月額料金を運営元が指定する方法により運営元に対して支払うものとします。なお、本サービスの月額料金の日割計算は行わないものとします。
2. 前項の月額料金は、第4条 (申込手続) により、運営元が利用者からの本サービスの利用申込みを承諾した日の属する月から課金の対象とします。
3. 本サービスを利用するために、利用者が運営元へ連絡を行う際に要する通話料等は、利用者が負担するものとします。

第8条 (変更の届出)

1. 利用者は、メンバーズ規約第19条 (変更の届出) に定める他、本サービスの月額料金等の決済に用いる金融機関口座情報に変更が生じた場合、速やかに運営元へ通知しなければならないものとします。
2. 運営元は、利用者が前項の届出を怠ったとして、利用者へ損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第9条 (ご利用時間)

本サービスにおけるコールセンターの利用時間は、別途運営元が指定する場合を除き、下記のとおりとします。

記

【利用時間】

- ① [英語、中国語 (北京語)、韓国語] 終日 24 時間
- ② [スペイン語、ポルトガル語] 終日 9:00~18:00

以上

第10条 (権利譲渡の禁止)

利用者は、理由の如何に関わらず、本サービスの提供に関する権利等の一部又は全部を利用者以外の第三者に譲渡し、又は、担保等に供してはならないものとします。

第11条 (禁止事項)

利用者は、本サービスを利用して以下の行為を行わないものとします。なお、利用者が以下各号のいずれか1つに該当した場合、メンバーズ規約第10条 (サービス提供の停止及び解除) 第1項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- ① 運営元もしくは第三者の資産、名誉、信用等を損なう行為。
- ② 詐欺等の犯罪行為、もしくはそのおそれがあると思われる行為。
- ③ わいせつな行為又はわいせつだと想起させる行為。
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。
- ⑤ 無限連鎖講 (ネズミ講) を勧誘する行為。

- ⑥ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑦ 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為。
- ⑧ 運営元もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為。
- ⑨ 運営元もしくは第三者の財産、プライバシー及び肖像権等を侵害する行為、又は、侵害するおそれのある行為。
- ⑩ 法令等に基づき、監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務付けられている場合に、当該手続きを履行せず、その他前述の法令に違反する行為。
- ⑪ 前各号の他、法令もしくは公序良俗に違反 (売春、暴力、残虐、麻薬取締等) し、又は、第三者に不利益を与える行為。
- ⑫ 前各号の他、社会的状況を勘案の上、運営元が不適当と認める行為。

第12条 (免責)

1. 運営元は、利用者に提供する本サービスの内容については、正確性、完全性、有用性を保証するものではないものとします。
2. 運営元の責めに帰すべき事由による場合を除き、本サービスにより利用者へ不利益又は損害が生じた場合、運営元は一切の責任を負わないものとします。
3. 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあるものとします。
4. 運営元は、利用者が平均的な利用を著しく上回る多くの通信を継続して行い、運営元もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、利用者による本サービスの利用を制限するよう要請する場合があります。
5. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害による本サービスの中断・遅延・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して利用者へ生じた損害について、運営元は一切責任を負わないものとします。
6. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。

第13条 (特約事項)

1. 運営元は、利用者のご相談内容によっては、当該依頼をお受けできない場合があります。
2. 運営元が、利用者のご相談内容どおり回答ができなかった場合又は利用者へ満足のいく返答ができなかった場合であっても、運営元は一切の責任を負わず、本サービスの月額料金は発生するものとします。
3. 第11条 (禁止事項) の定めにより、本サービスの提供が停止した場合でも、本サービスの月額料金は発生するものとします。
4. 運営元は、自己の責めに帰すべき事由による場合を除き、本サービスの提供が行えない場合でも、利用者に対する月額料金等の減額に応じないものとします。
5. 運営元は、自己の判断により、倫理、道徳、公序良俗、法令等に反すると判断した場合、利用者からのご相談要望をお受けしないものとします。

第14条 (解約)

1. 利用者が本サービスに関する契約を解約する場合には、運営元が指定する方法により解約希望日の2ヶ月前までに解約の申請を行うものとします。
2. 運営元は、前項に基づき利用者が本サービスに関する契約の解約申請を行った場合、運営元が当該解約申請を不備のないものとして受領した日の属する月の翌月末日をもって解約処理するものとします。
3. 利用者が途中で本サービスを利用し、又は、本サービスに関する契約を解約した場合でも、利用者は月額料金を全額支払うものとし、月額料金の日割計算は行わないものとします。

第15条 (本サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

第16条 (本サービスの利用条件)

1. 本サービスの利用は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又はその他の電気通信事業者が提供する電気通信回線のサービスを利用者が各電気通信事業者との間で電気通信回線に関する契約を締結していることが前提とします。
2. 利用者は、本サービスの利用の申し込み時に利用者が運営元に対して登録した電気通信回線の発信者電話通知機能を有効にするものとします。

第17条 (適用関係)

本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。

制定日：平成23年4月1日

改定日：平成29年5月1日

運営元：東京都千代田区神田駿河台1丁目7番10号 YK 駿河台ビル6F

Find Japan 株式会社